

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和7年度沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等
委託業務
- 2 委託期間 着手 契約締結の日
完了 令和8年3月31日
- 3 契約金額 金 円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税相当額は 金 円)
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(総則)

第1条 乙は、別添「令和7年度沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、上記の契約金額及び委託期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)2通(正1通、副1通)を契約締結の日より5日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 事業の内容
- (2) 実施方法
- (3) 実施体制
- (4) 実施スケジュール
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(委託業務の内容等の変更)

第3条 甲は、契約締結後において、次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙協議の上、本契約の内容を変更することができる。

- (1) 契約金額、委託期間の変更を行う必要が生じたとき
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき

(実施計画書の変更)

第4条 乙は、実施計画書の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更
- (2) 経費積算内訳の項目のそれぞれについて20%以内の流用

2 甲は、前項に規定する承認を行うときは、条件を付すことができる。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は成果品等(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の企画競争公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者について発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(著作権の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(中間報告)

第8条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書2通（正1通、副1通）を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは（第17条、第18条又は第19条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日）、速やかに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を2通（正1通、副1通）作成し、成果物を添付して甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第10条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費内訳明細書に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて20%以内に限り、流用することができる。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 11 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 12 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
 - (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(検査)

第 13 条 甲は、第 9 条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受理したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所（乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ）に職員を派遣し、当該委託業務に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 甲は、第 1 項及び第 2 項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第 2 項の検査に立ち合わせることもできるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 6 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。

(額の確定)

第 14 条 甲は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の結果、第 8 条及び第 9 条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以

下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第 15 条 乙は、前条第 1 項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した支払請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときこれを支払うことができる。
- 3 甲は、第 1 項及び第 2 項の規定により支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
- 4 甲は、前項の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。
- 5 乙が第 2 項の規定により概算払いを受領している場合であって、当該概算払いの合計額が確定額を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える金額を甲に返還しなければならない。
- 6 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る期間に応じて年利 2.5% の遅滞利息を徴収できるものとする。

（成果物の帰属）

第 16 条 本件業務に基づき、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物を含む。）に係る著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得しまたは登録等を出願する権利は、甲に帰属するものとし、当該成果物の著作権には著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

- 2 受託者は、成果物その他本件業務の過程で作成された著作物について、著作人格権を行使しないものとする。

（甲の解除権）

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
 - (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第 19 条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 20 条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設等に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第 1 項から第 3 項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 22 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに委託業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅滞金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、契約金額に年 2.5%の割合で計算した額とする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第 15 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して請求金額に年 2.5%の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(危険負担等)

第 23 条 第 17 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第 18 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとする。

3 第 19 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(賠償責任)

第 24 条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前 2 項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

(1) 既に公知のものまたは自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。

(2) 既に保有しているもの。

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。

(4) 書面により開示を承諾されたもの。

4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(契約不適合責任)

第 26 条 甲は、第 9 条の成果物の提出を受けたときから 2 年以内に限り、契約の不適合について、本件成果物の修補を求めることができる。

(存続条項)

第 27 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第 17 条、第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条

項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合には、その期間効力を有するもの。

第12条第3項、第13条第6項

- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第5条

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等の排除)

第29条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団

- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条2号に規定する暴力団員

- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

- 3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(契約解除)

第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第 31 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。))が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。))であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 32 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(管轄裁判所)

第 33 条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他定めのない事項等の取扱)

第 34 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。